

## 巻末資料

### Ⅰ 日高市の地域概況

#### (1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の南西部地域にあり、東京都心から約 40km 圏域に位置しています。市域は、東西方向 11.1km、南北方向 6km に及び、面積は 47.48km<sup>2</sup>を有し、東は川越市、南東は狭山市、南西は飯能市、北は坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町に接しています。

本市の地形は、市内東部になだらかな台地の市街地が広がり、西部は秩父山地と高麗丘陵で標高 200～300m の丘陵・山岳地帯が広がっています。更にその台地と丘陵の間を高麗川が東に流れており、豊かな自然に囲まれた都市となっています。

鉄道網は、JR 八高線、JR 川越線及び西武池袋線が通っており、JR 池袋駅までは 1 時間程度で往来できます。鉄道駅を中心に高麗川市街地、高萩市街地及び武蔵台・横手台市街地の 3 つ市街地が形成されています。このように日高市は、都心からのアクセス性の良さと自然の近接性の両面を兼ね備えています。

道路網は、自動車専用道路として市東部に圏央道が通過し、国道は、市東部に国道 407 号、西部に国道 299 号がそれぞれ南北に通っています。県道は、県道川越日高線が東西方向に国道を結ぶ道路となっており、市東部に県道笠幡狭山線、市中央部に県道飯能寄居線が南北に通り、北部には県道日高川島線、南部には県道日高狭山線が通っています。



図 本市の位置

【出典】国土数値情報に基づき作成

## (2) 施設分布

行政、文化、観光、福祉、医療、商業、教育施設等は、全域に分布しています。商業施設は、高麗川駅や武蔵高萩駅近辺に多く、また、高麗川駅から高麗駅にかけては、これらの施設がバス路線沿線に集中して立地しています。市役所や、支所出張所等の公的集会施設の多くは鉄道駅やバス路線沿線からは比較的離れて立地しています。

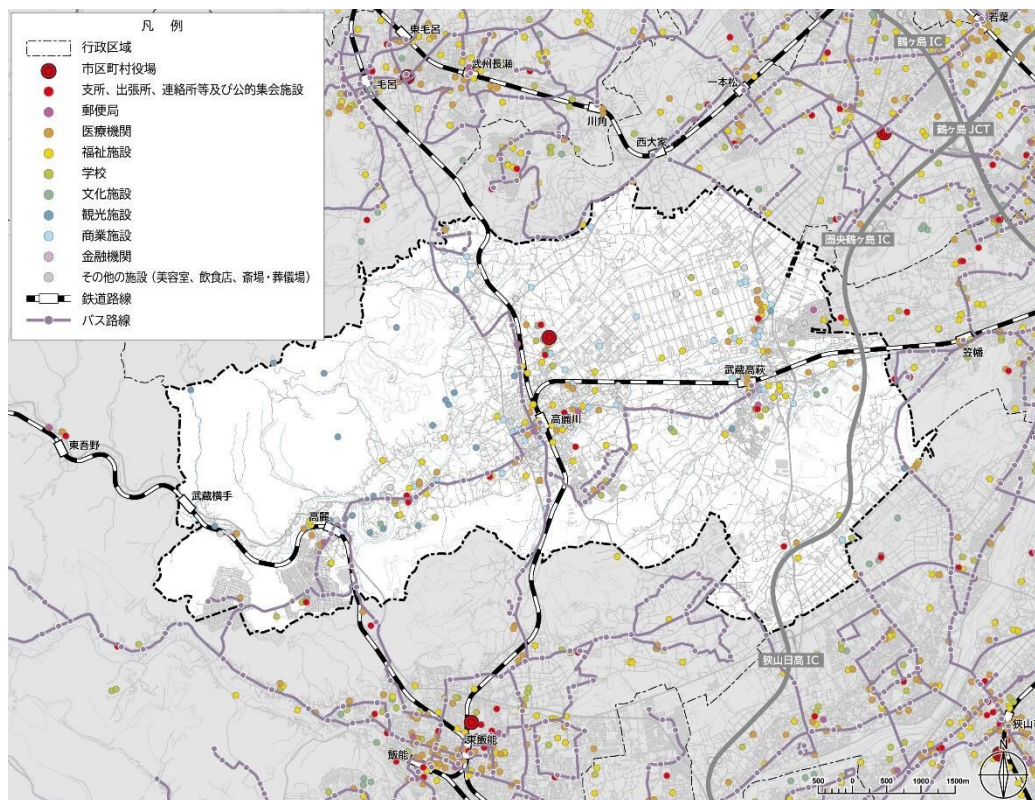


図 本市の施設分布状況

【出典】市町村役場等及び公的集会施設：国土数値情報

郵便局・医療機関・福祉施設・学校・文化施設：電子国土基本図（地図情報）

観光施設：日高市観光協会 HP

商業施設：R2 日高市都市計画基礎調査

鉄道路線（鉄道駅含む）：国土数値情報

バス路線（バス停含む）：国際興業バス HP・イーグルバス HP

### (3) 観光・外出動向

#### α) 観光客数

本市の観光客数は年間 400 万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等の影響により、令和元(2019)年から令和 2(2020)年にかけて、観光客数が 120 万人程度減少し、280 万人程度まで落ち込みました。現在は緩やかな回復傾向にあります。

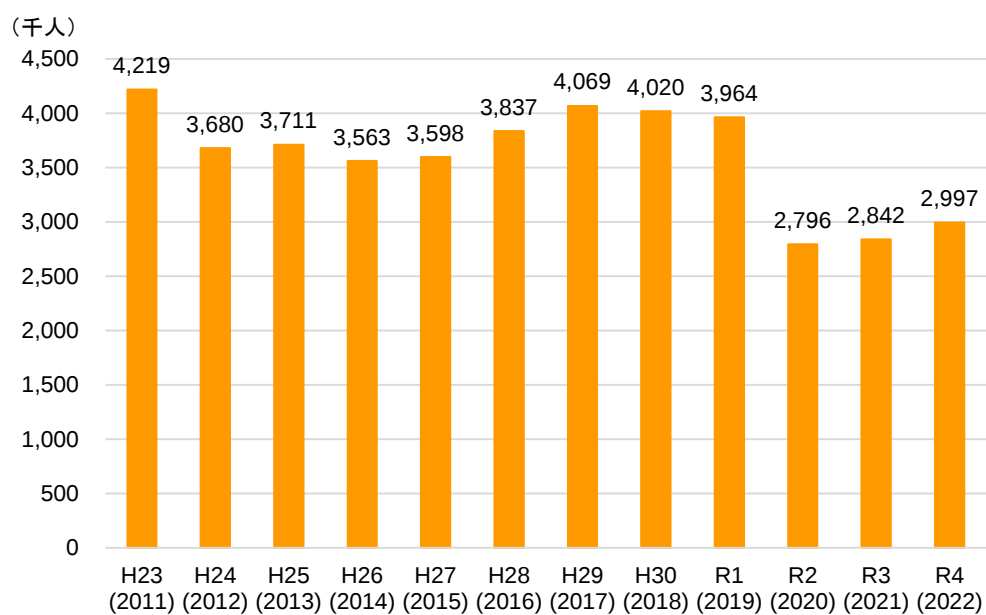


図 本市の観光客数推移

【出典】統計ひだか／観光動態調査「観光入込客数」

## b) 観光施設

市内には多くの観光資源があります。観光シーズンには多くの観光客が来訪し、市内の交通機関は短期集中的に混雑します。

表 本市の観光施設一覧

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見る・遊ぶ | 巾着田（曼珠沙華まつり）、日和田山・宝篋印塔、五常の滝、高麗川横手溪谷、白銀平・富士山、物見山、サイボク                                                     |
| 歴史・文化 | 高麗神社、聖天院、高麗家住宅、高麗郷古民家、日光街道杉並木、台瀧不動尊、高麗石器時代住居跡、台の高札場跡、野々宮神社、女影ヶ原古戦場跡、天神社、満蔵寺、霊巖寺、水天の碑、四本木板石塔婆、日韓友好の塔、万葉歌碑 |

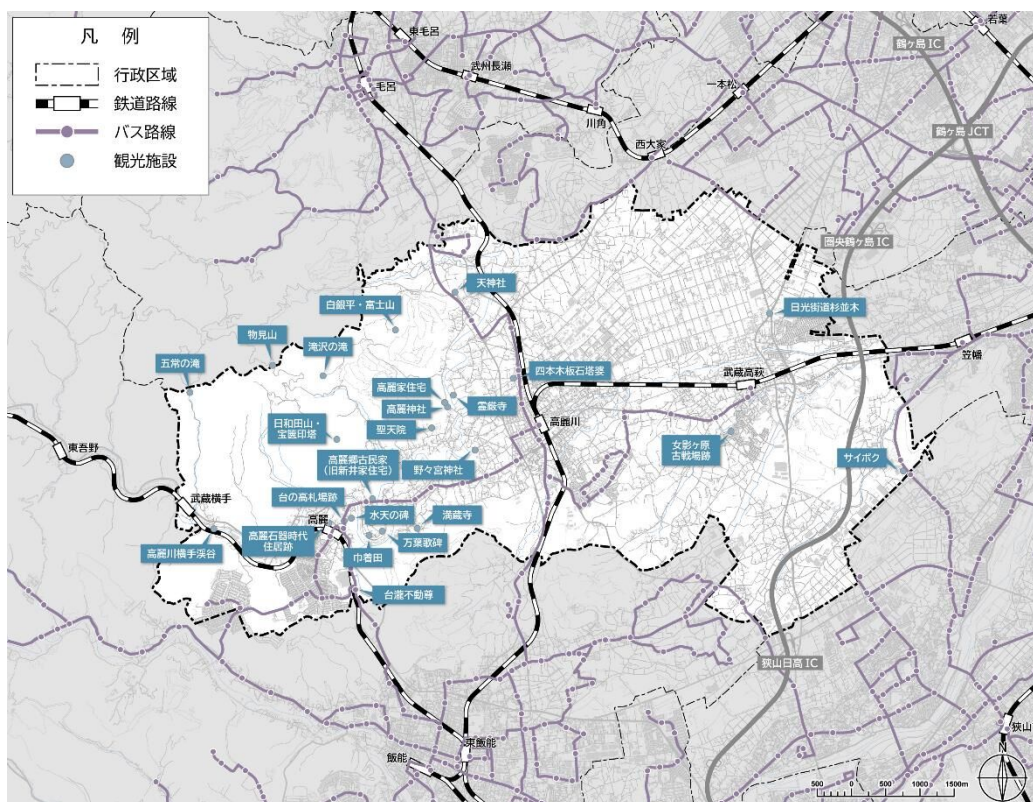


図 本市の観光施設分布

【出典】日高市観光協会HPに基づき作成

### c) 遠足の聖地

本市は、観光客増加を目的に、第6次総合計画と連動した「第2期遠足の聖地プロジェクト推進計画」を推進し、「遠足の聖地ひだか」を目指しています。巾着田や豊かな自然、飲食店や土産屋を結び、大人から子供まで楽しめる3つのハイキングモデルコースを設定しています。



図 遠足の聖地についてのマーク

【出典】日高市 HP／遠足の聖地ひだか



図 巾着田看板デザイン制作設置



図 ハイキングモデルコースの例

奥武蔵自然歩道

(四季と自然とのふれあいコース)

【出典】日高市 HP、日高市観光協会 HP

## 2 日高市の移動実態

### (1) 家計消費

家計における消費支出総額のうち、交通（公共交通運賃や通勤通学定期代等の総額）への家計支出はコロナ禍発生以前から減少傾向にあります。これは、公共交通利用者の減少を意味します。

しかし、公共交通利用者の減少に合わせて公共交通のサービスレベルを落とした場合、更に多くの利用者減少を引き起こす可能性があります。そのため、現在公共交通を「利用していない」「利用できていない」層の利用を促す必要があります。

加えて、人口規模が小さく、自家用車利用者が多い地域においては、自動車維持費等が高くなるため、家計の余裕が生まれにくい傾向があります。

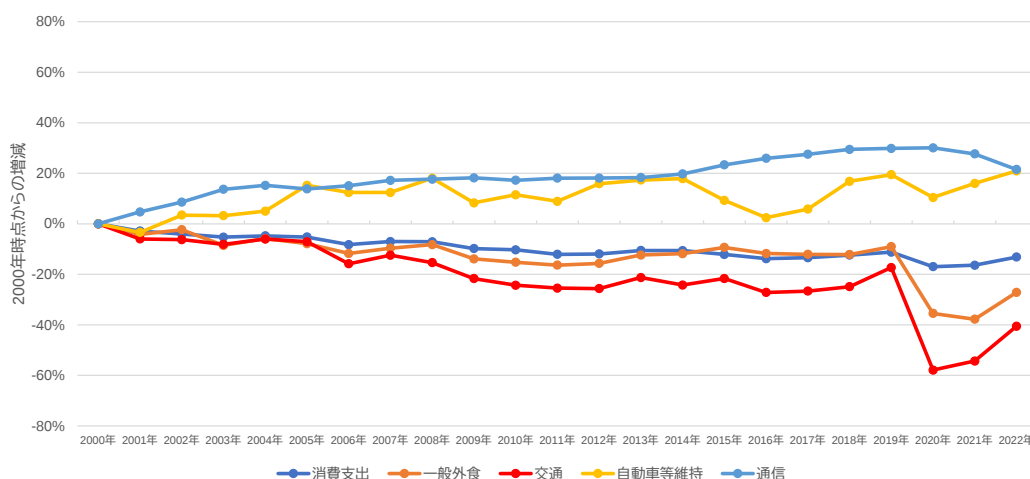


図 我が国における家計支出の増減率

【出典】家計調査（各年）

表 都市階級別交通分野に関する1世帯当たり1か月間の増減率（単位：円）

|                           | 交通分野の<br>家計支出*1 | 交通*2  | 自動車等維持 |
|---------------------------|-----------------|-------|--------|
| 政令指定都市／東京都区部              | 24,814          | 5,949 | 13,436 |
| 人口15万以上の都市<br>（上記を除く）     | 31,744          | 4,485 | 18,230 |
| 人口5万以上15万未満の市<br>（日高市が該当） | 29,099          | 3,384 | 18,858 |
| 人口5万未満の市町村                | 29,662          | 2,434 | 20,159 |

【出典】令和4（2022）年家計調査

※1 交通と自動車等関係費の合計額

※2 鉄道・バス運賃・定期代等が含まれる

## (2) 主な利用交通手段分担率の状況（埼玉県内）

埼玉県の利用交通手段分担率は、自動車の利用が継続して多く、バスの利用が非常に少ない状況です。一方、鉄道利用は年々緩やかに増加しています。

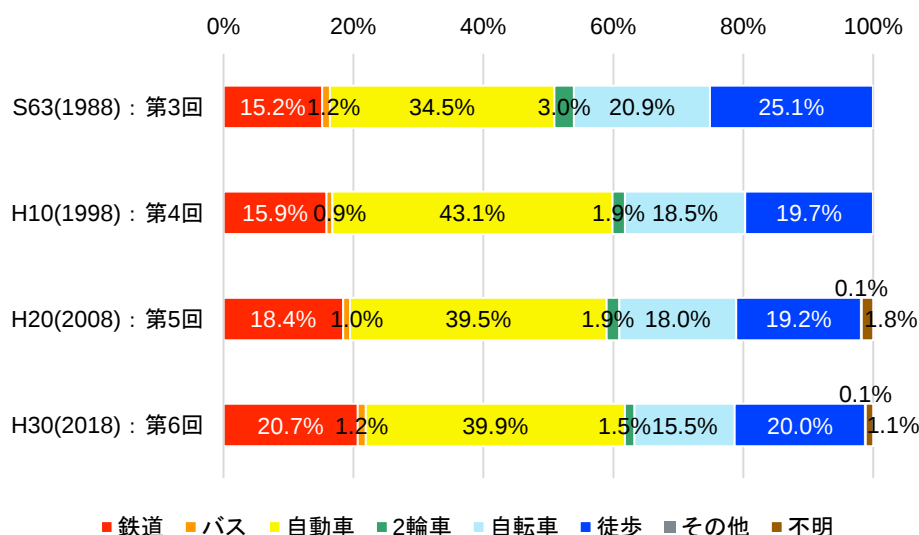


図 埼玉県内の利用交通手段分担率

【出典】S63-H30 東京都市圏パーソントリップ調査／  
埼玉県・発生集中量ベース利用交通手段割合

## (3) 若者（20代）の利用交通手段の変化

本市が該当する地方都市圏における若者（20代）の自動車の利用割合は減少しており、若者の自動車離れの傾向にあります。

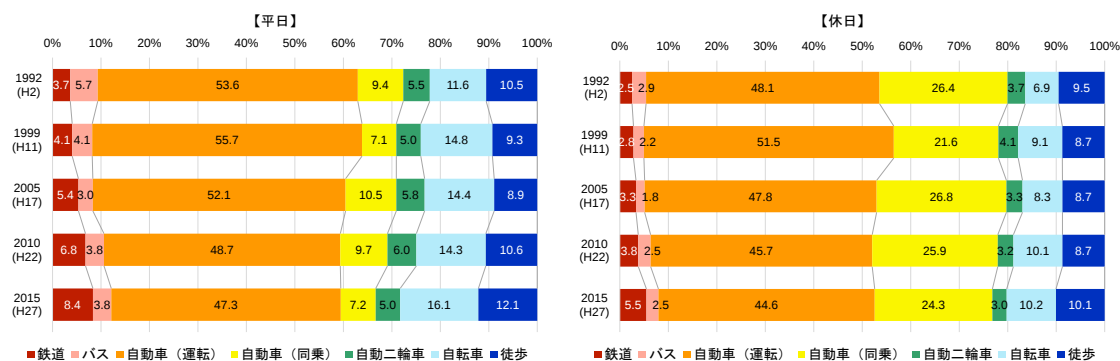


図 利用交通手段分担率（20代）

【出典】第7回全国都市交通特性調査結果（とりまとめ）

#### (4) 自動車保有台数

自動車の保有台数については、10年間で微増傾向にあり、およそ1人1台、自動車を保有していると言えます。

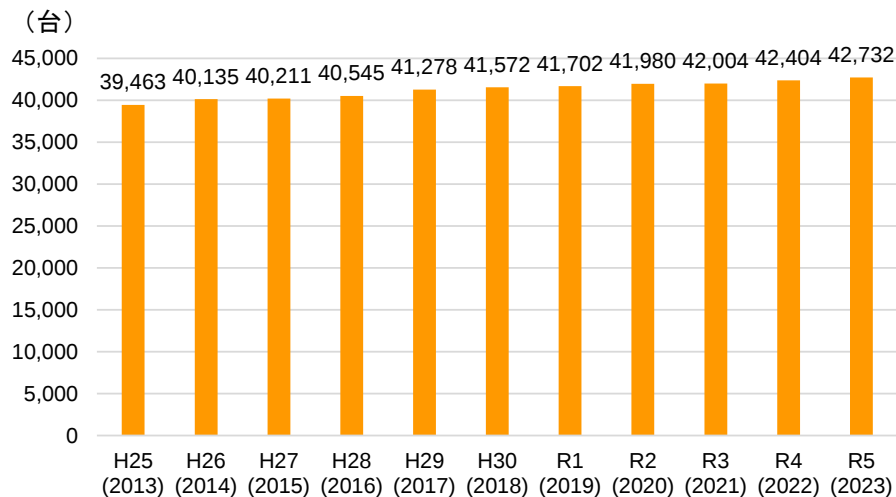


図 本市の自動車保有台数推移

【出典】埼玉県統計年鑑：市区町村別、車種別保有車両数  
(※軽自動車含む、各年度末実績)

#### (5) 移動需要

市内においては、若年層を中心に人口減少のペースを上回って公共交通を利用した外出件数が減少するなど、これまでの傾向とは異なる時代潮流の変化が予想されています。

今後は戦略的に各年代の外出頻度の拡大や公共交通利用の促進を図らない限り、公共交通の事業運営は更に厳しい状況に陥る可能性が高いと考えられます。

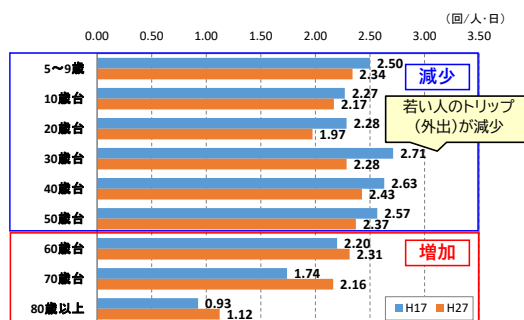


図 全国地方都市圏の年齢別1日当たり  
平均トリップ数(平日)の変化

【出典】全国都市交通特性調査(地方都市圏平均値)(H17, H27)

### (6) 通勤・通学に係る移動

市内への流入及び市外への流出は、川越市、飯能市、狭山市、入間市等、JR 川越線、西武池袋・秩父線沿線の都市が多くなっています。

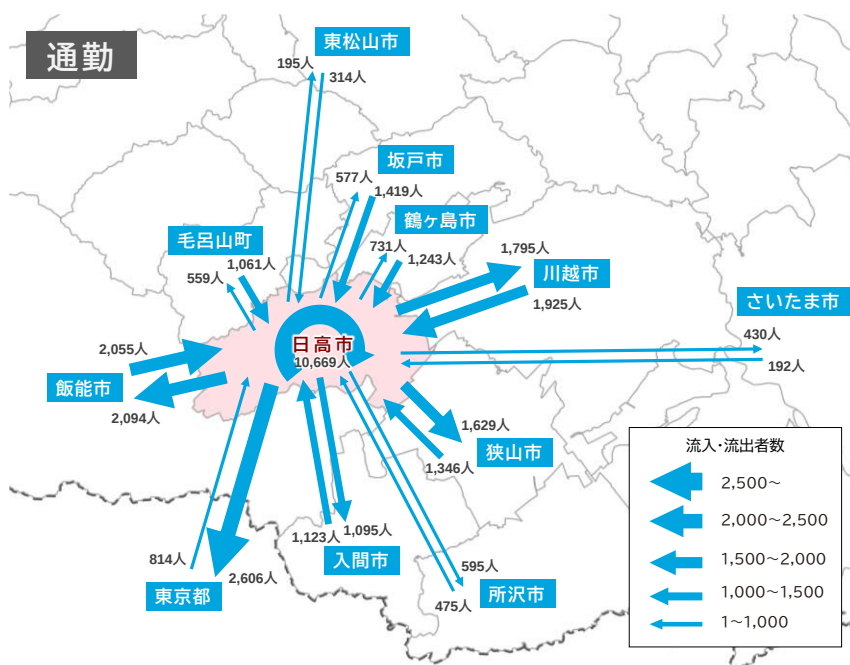


図 本市及び周辺市町の通勤に係る移動

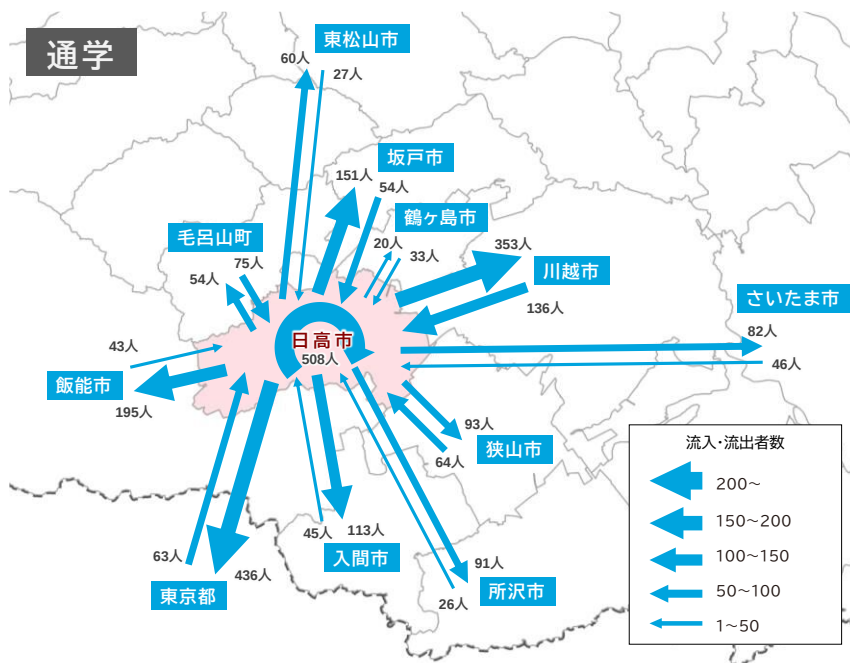


図 本市及び周辺市町の通学に係る移動

【出典】R2 国勢調査に基づき作成

## (7) 高齢者の移動実態

### a) 外出頻度

一般的に加齢に伴い外出率は低下する傾向にあります。特に運転免許を持っていない高齢者は、外出率が大きく低下しています。

フレイル（心身の虚弱状態）予防や介護予防のためには、外出し社会参加や他人との交流を行うことが望ましいとされており、運転免許の有無にかかわらず、誰でも外出できる環境を整備する必要があります。

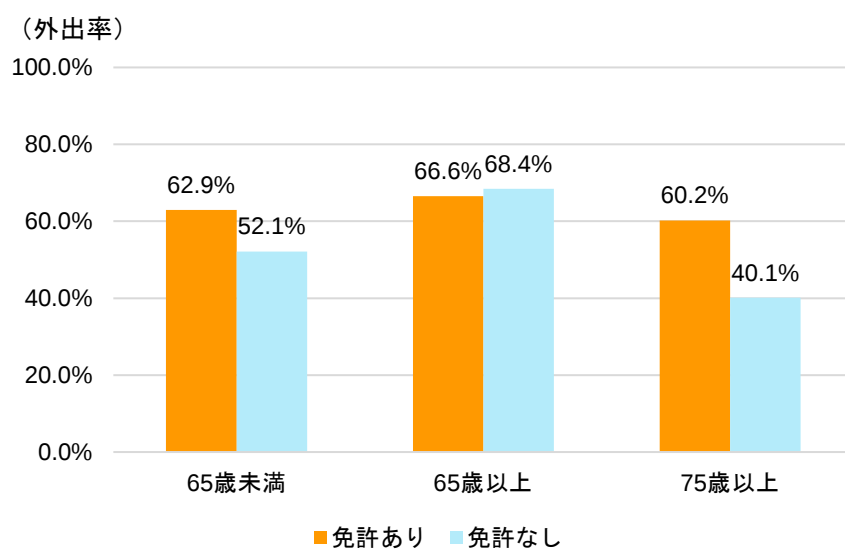


図 本市の年代別・運転免許保有状況別外出率(平休日)

【出典】H30 東京都市圏パーソントリップ調査／外出率

※外出率：居住人口に対して調査日に外出した人口の割合

## b) 高齢者の交通事故発生状況（埼玉県内）

高齢者が引き起こす事故件数は、県全体で見ると、令和2（2020）年頃における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を背景に外出自体が減少したことに起因して減少しています。事故全数に占める高齢者が引き起こす事故割合は、事故全数と同様の傾向で発生しています。

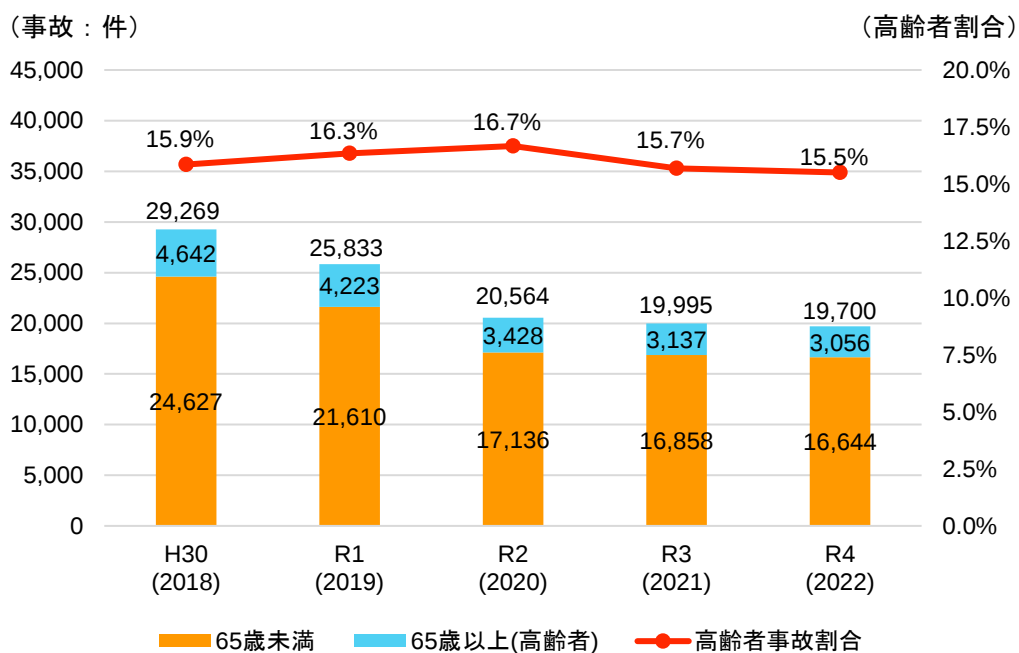


図 埼玉県内の交通事故発生状況及び高齢者事故割合

【出典】埼玉県警／高齢運転者月報 H30-R4 実績

### c) 運転免許証自主返納状況（埼玉県内）

65 歳以上高齢運転者のうち、一定数の高齢者が自主返納しています。

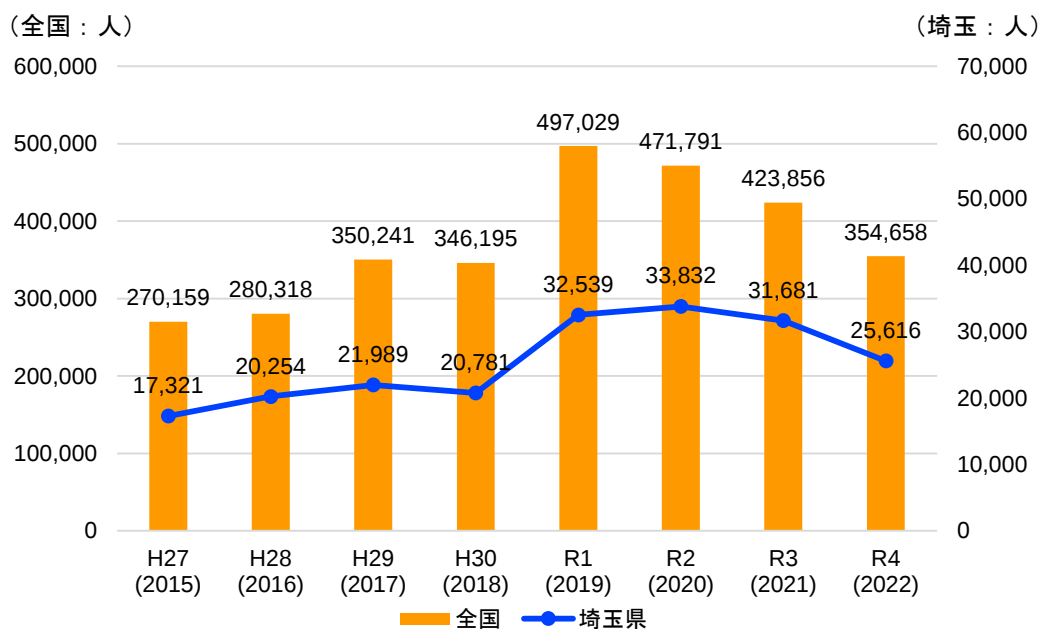


図 埼玉県内及び全国の 65 歳以上運転者の運転免許返納状況

【出典】警察庁／運転免許統計 H27-R4 実績

### 3 地域公共交通の現状

#### (1) 行ける・行けない分布図

市民の訪問頻度の高い施設について、公共交通を使って行って・用事を済ませて・帰って来ることができるかどうかを確認しています。

##### a) 埼玉医科大学病院（毛呂山町）

埼玉医科大学は市内全体からの訪問が多い施設ですが、公共交通での訪問が難しい地域が存在しています。特に、鉄道・バスの空白地が広がる市内東部において到達不能な地域が分布しているほか、一部地区においては片道 50 分以上の長距離移動が必要となっています。

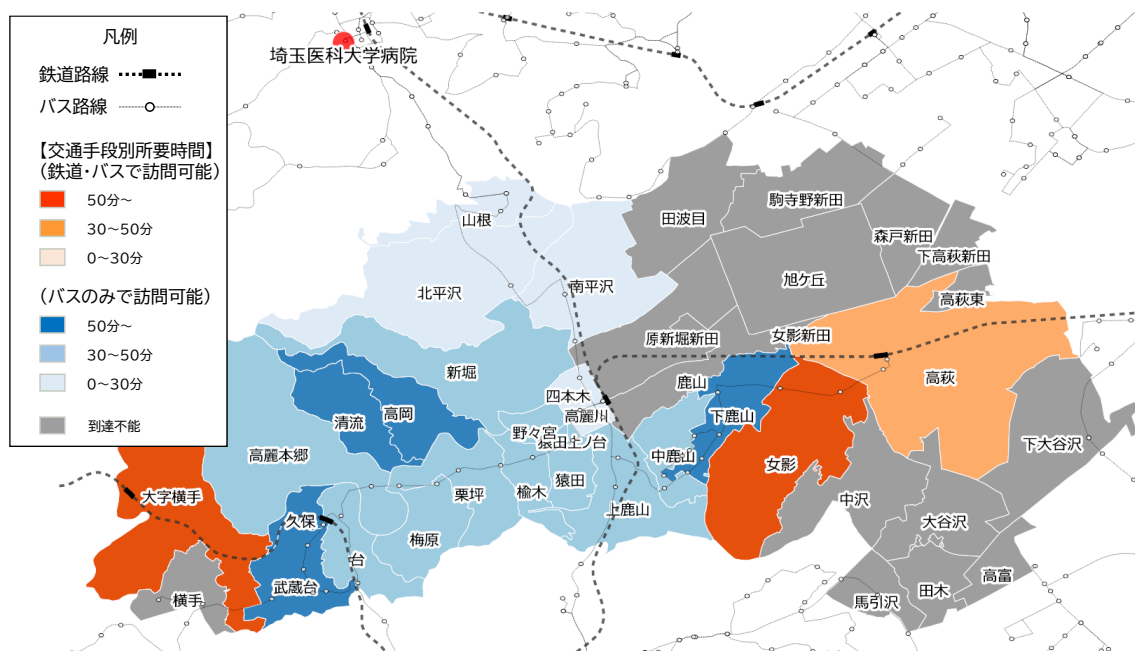


図 埼玉医科大学病院に公共交通で訪問し帰って来ることができる地域の分布

(出典) GoogleMaps による経路探索結果をもとに図化

※埼玉医科大学病院に 8 時半までに到着し、13 時ごろに出発する便を対象として検索

※徒歩移動が連続して 15 分以上発生する経路は「到達不能」とした

## b) 医療施設

市内東部において、公共交通による医療施設への訪問が難しい地域が多く存在しています。特に、鉄道・バスの空白地が広がる市内東部において到達不能な地域が分布しているほか、女影、下鹿山エリアにおいては 50 分以上、高萩地区においては 30 分以上の移動が必要となっています。

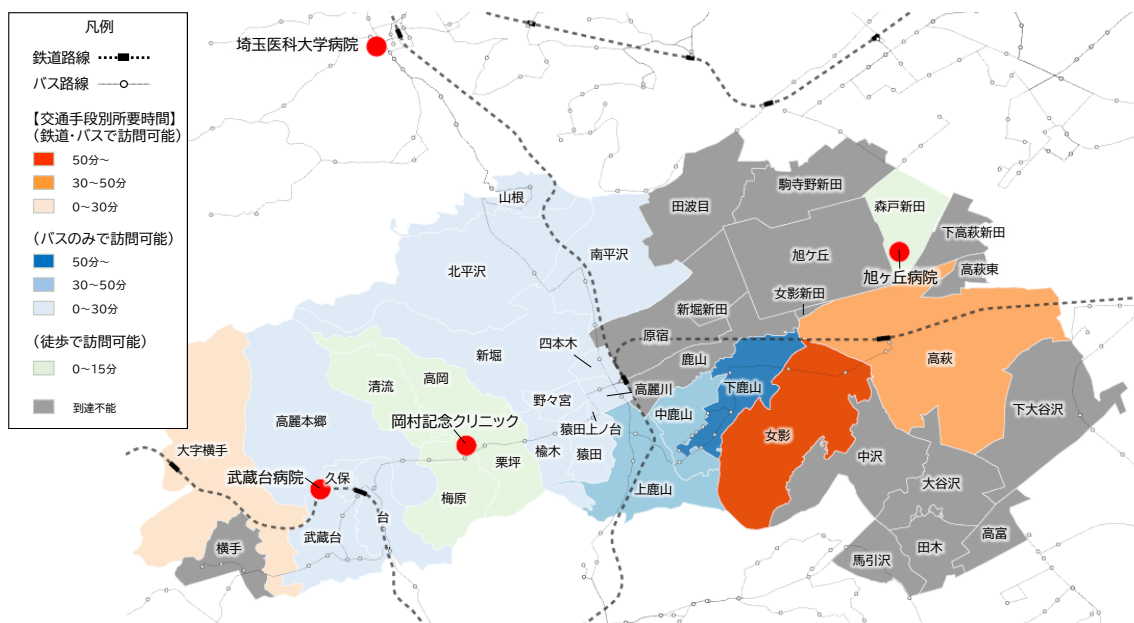


図 医療施設（市内医療施設もしくは埼玉医科大学病院のいずれか）に公共交通で訪問し帰ってくるができる地域の分布

（出典）GoogleMaps による経路探索結果をもとに図化

※医療施設に 8 時半までに到着し、13 時ごろに出発する便を対象として検索

※徒歩移動が連続して 15 分以上発生する経路は「到達不能」とした

### c) 商業施設

商業施設は市内及び日高市から比較的アクセスしやすい飯能市内に点在しており、他の施設と比較すると比較的到達可能な地域が多く、所要時間も短い傾向にあります。ただし、市内北東部・南東部において到達不能な地域が分布しています。

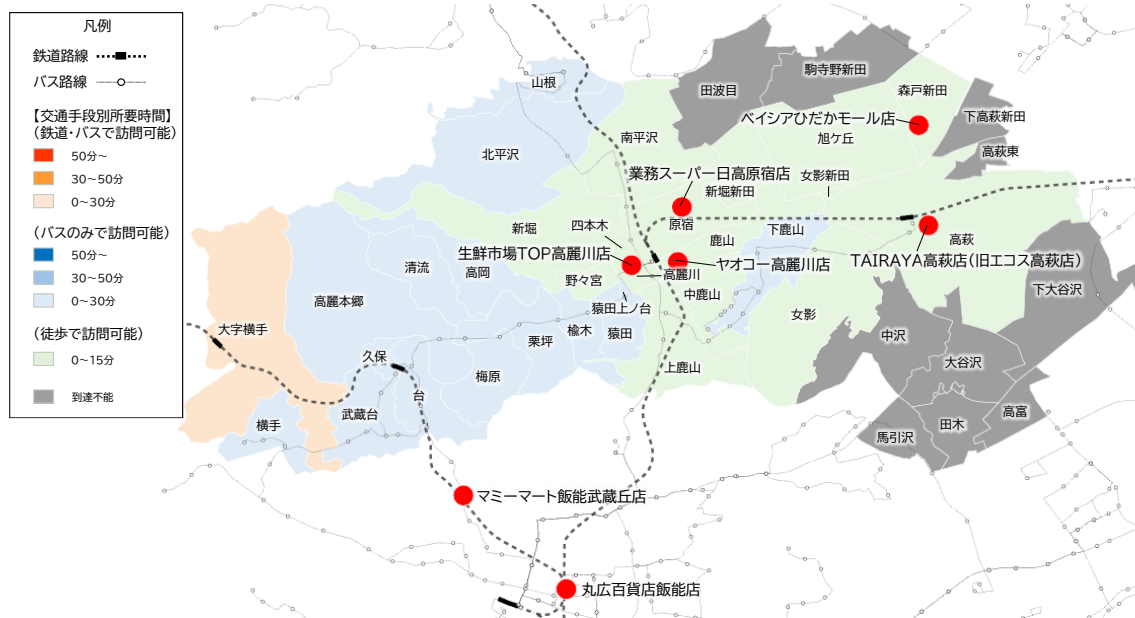


図 商業施設に公共交通で訪問し帰ることができる地域の分布

(出典) GoogleMaps による経路探索結果をもとに図化

※商業施設に9時までに到着し、13時ごろに出発する便を対象として検索

※徒歩移動が連続して15分以上発生する経路は「到達不能」とした

#### d) 公共施設

行政施設については、出張所が市内に分布していることから、本庁舎にアクセスしにくくても出張所へのアクセスは比較的容易であり、所要時間も大きくない傾向にあります。ただし、市内東北部・南東部・西部地域の一部では公共交通での訪問が難しい地域が存在しています。

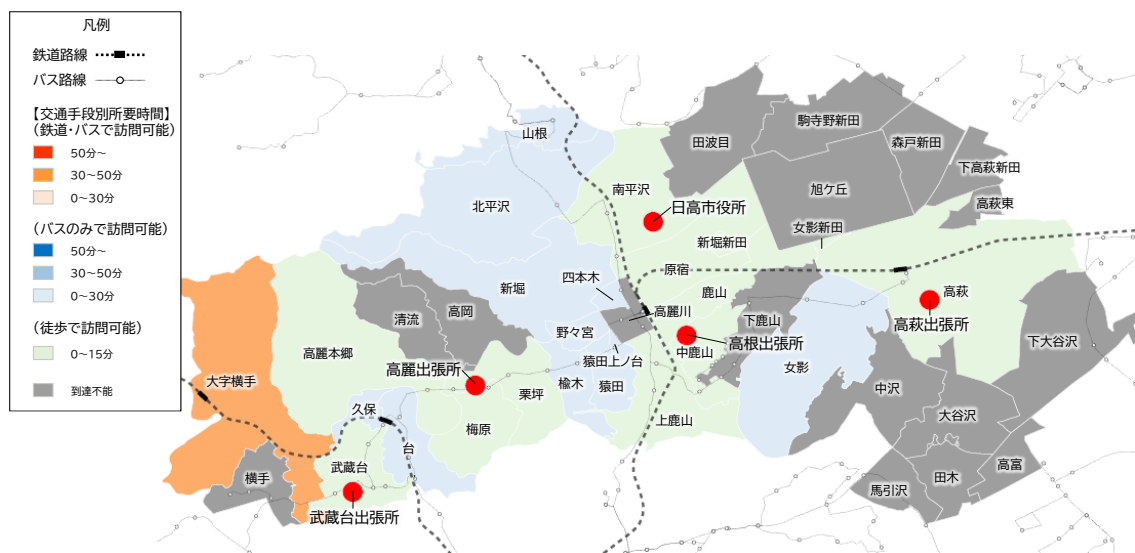


図 行政施設（本庁・出張所のいずれか）に公共交通で訪問し帰ってくる事ができる地域の分布

【出典】GoogleMaps による経路探索結果をもとに図化

※行政施設に9時半までに到着し、11時ごろに出発する便を対象として検索

※徒歩移動が連続して15分以上発生する経路は「到達不能」とした

公共交通等により医療施設・行政施設に到達できない地域に居住する 65 歳以上の高齢者は 6,000 人程度（市内人口の約 10％）、75 歳以上の高齢者は 3,000 人程度（市内人口の約 5％）となっています。商業施設は市内に点在しており、到達できない地域の高齢者人口は比較的少ない傾向にあります。

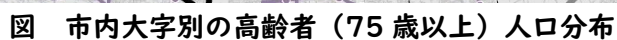


表 到達不能地域に居住する高齢者の人口（行き先施設別整理）（単位：人）

【出典】統計ひだか R6 年 1 月実績

## (2) 既存公共交通の利用を促進する移動支援施策

### a) 事業一覧

本市における既存公共交通の利用を促進する移動支援施策の概要を以下に整理します。

表 既存公共交通の利用を促進する移動支援施策

| 事業名                           | 利用対象者                                                                                                        | 利用範囲                                                                           | 概要                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等<br>おでかけ<br>支援事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での移動が困難な市内在住の75歳以上の人</li> <li>・運転免許証を自主返納した市内在住の75歳未満の人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域（市内の移動、あるいは、市内から市外への移動）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・タクシーいずれかを選択</li> <li>・交付は年に1回（運転免許証自主返納者については返納時1回限り）</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス乗車回数券等の購入費補助（上限額 7,300円）</li> <li>・タクシー利用補助券の交付（初乗運賃相当額15枚）</li> <li>・1乗車につき1人1枚使用可能</li> <li>※令和6年度より1乗車につき1人2枚使用可能</li> </ul> |
| マタニティ<br>タクシー<br>利用料金の<br>助成  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届提出時にタクシー利用券交付申請をした妊産婦</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域（市内の移動、あるいは、市内から市外への移動）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー利用補助券の交付（初乗運賃相当額10枚）</li> <li>・1乗車につき1人1枚使用可能</li> <li>※令和6年度より1乗車につき1人2枚使用可能</li> </ul> |                                                                                                                                                                           |
| 障がい者への<br>タクシー<br>利用料金の<br>助成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳1級、2級の人と3級（肢体不自由）、療育手帳④（最重度）、A（重度）の人</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全域</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー利用補助券の交付（初乗運賃相当額48枚）</li> <li>・1乗車につき1人2枚使用可能</li> </ul>                                 |                                                                                                                                                                           |

## b) 高齢者等おでかけ支援事業利用件数推移

タクシーの利用者数は、横ばいから微減傾向にあり年間 1,000 件程度、バスの利用者数は近年増加傾向にあり、年間 600 件程度の利用があります。

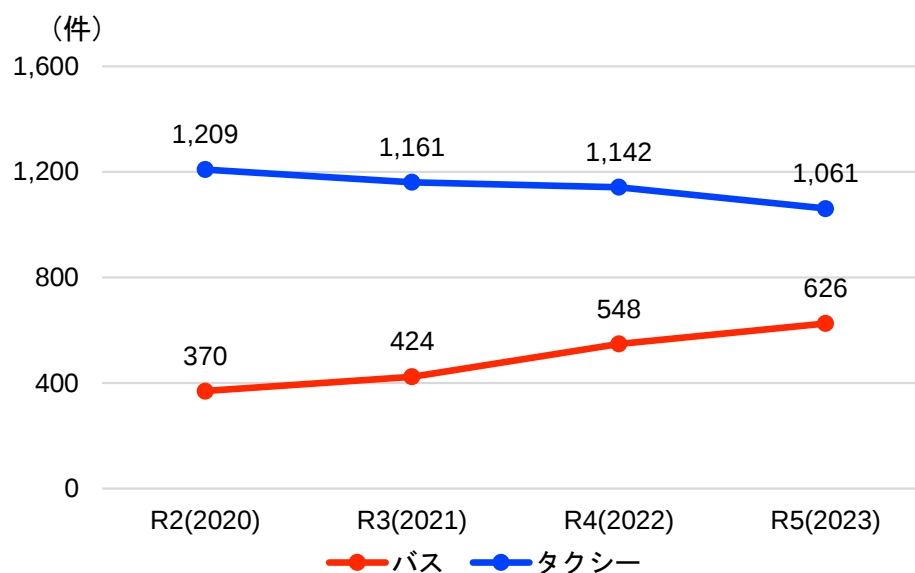


図 おでかけ支援事業利用件数の推移

【出典】高齢者等おでかけ支援事業 R2-R5 実績

### c) 高齢者等おでかけ支援事業年齢別利用者数

バスについては70歳代の利用が、タクシーについては80歳代の利用がそれぞれ多くなっています。

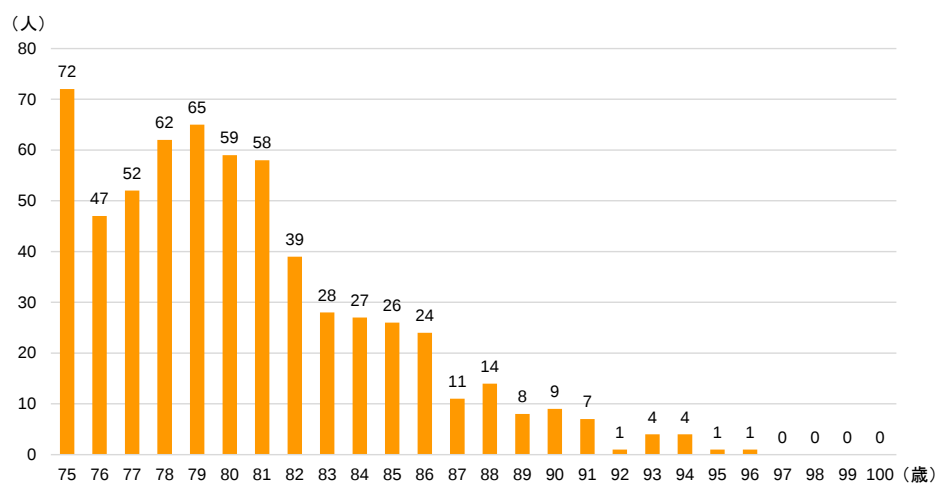


図 おでかけ支援事業利用者数の年齢別利用者数（バス）

【出典】高齢者等おでかけ支援事業 R5 実績

※10月末時点

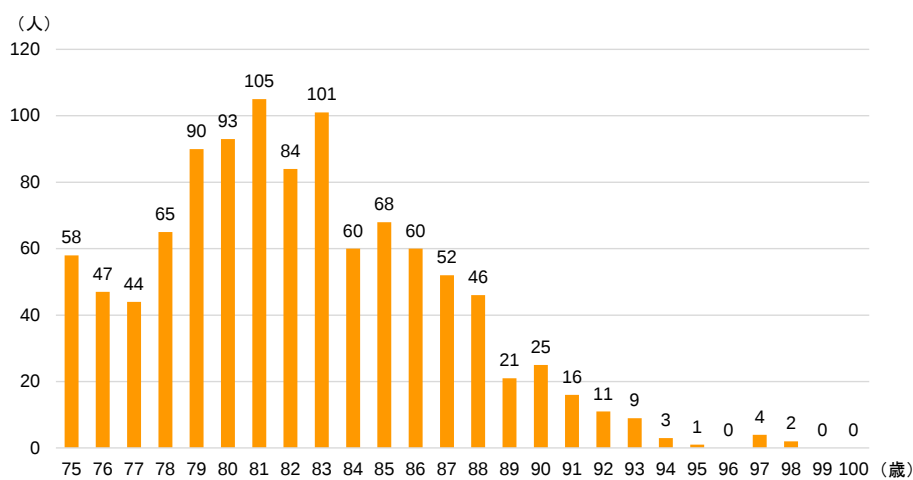


図 おでかけ支援事業利用者数の年齢別利用者数（タクシー）

【出典】高齢者等おでかけ支援事業 R5 実績

※10月末時点

#### d) 高齢者等おでかけ支援事業利用者 OD (バス)

おでかけ支援事業のバス利用時の OD については、高麗川駅、武蔵高萩駅、高麗駅における発着が多い傾向にあります。市外に発着を持つ OD に関しては、飯能駅を目的地とした移動が多くなっています。

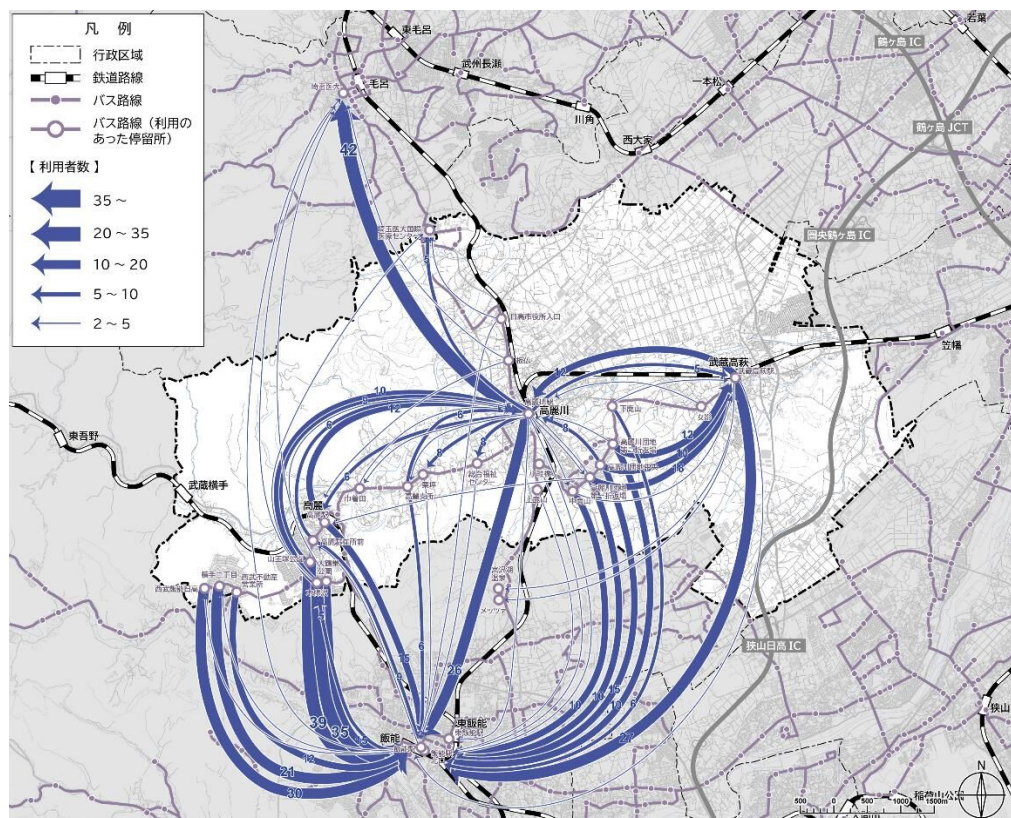


図 バスに関する利用者 OD 図

【出典】高齢者等おでかけ支援事業 R5 実績に基づき作成

### e) 高齢者等おでかけ支援事業利用者 OD (タクシー)

タクシー補助券の利用については、高萩地区、高麗川地区において他地区と比較して多い傾向にあります。一方で、高麗地区の利用は相対的に少なくなっています。

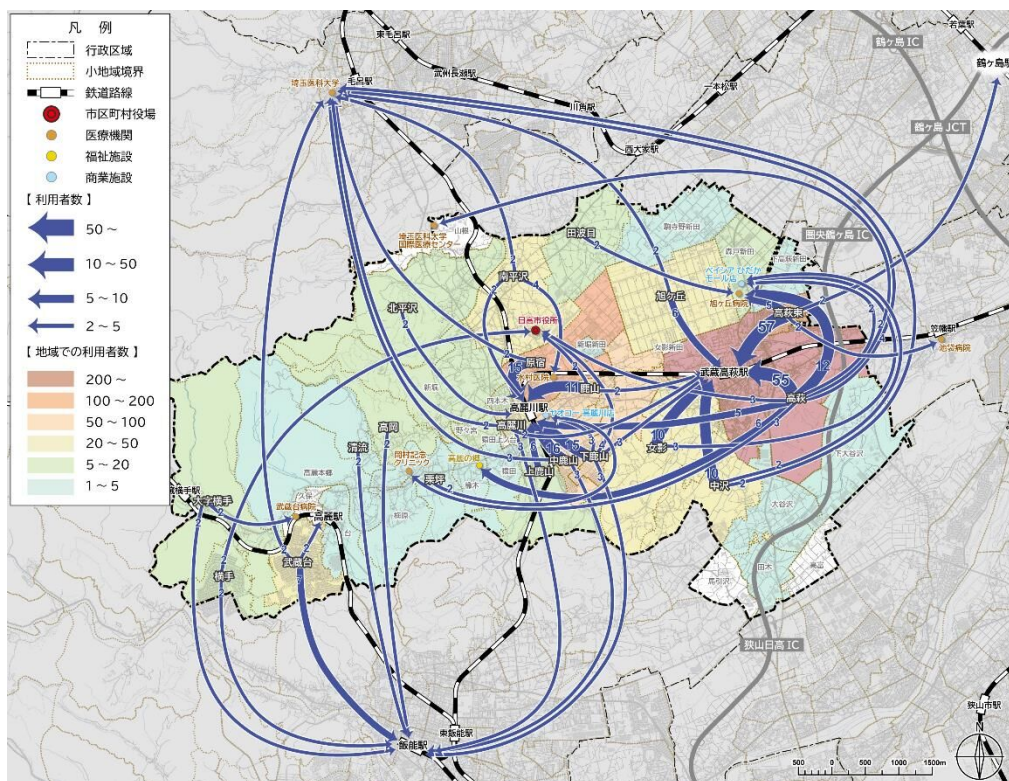


図 タクシーに関する利用者 OD 図

【出典】高齢者等おでかけ支援事業 R5 実績に基づき作成

#### 4 計画作成の体制及び経緯

地域交通法に基づき、令和6年1月に法定協議会として「日高市地域公共交通協議会」を設置し、本計画の作成に係る協議及び連絡調整を行いました。

また、交通事業者を中心として「交通戦略部会」を設置し、協議会で議題となる事項の具体的な方針について、事業者間での検討・調整を行いました。

表 日高市地域公共交通協議会 開催経緯

|     | 開催日時              | 議事                                                                                                                         |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年<br>1月24日（水）  | ① 会長・職務代理の選任について<br>② 地域公共交通協議会の位置付け並びに日高市地域公共交通協議会交通戦略部会及び運賃協議部会規程について<br>③ 日高市地域公共交通協議会事務局規程について<br>④ 協議会等の会議の公開決定事項について |
| 第2回 | 令和6年<br>3月21日（木）  | ① 市民アンケート調査結果について<br>② 市内地域公共交通等の実態について<br>③ 日高市の地域公共交通の課題と今後の施策事業の方向性について                                                 |
| 第3回 | 令和6年<br>6月21日（金）  | ① 「日高市の地域公共交通の課題と今後の施策事業の方向性」に関する意見照会結果について<br>② 新たなモビリティの導入に係る方向性について                                                     |
| 第4回 | 令和6年<br>8月30日（金）  | ① イーグルバス(株)市内運行区間の廃止に伴う代替手段検討について<br>② 日高市地域公共交通計画について<br>③ 新たなモビリティの導入素案について                                              |
| 第5回 | 令和6年<br>10月22日（火） | イーグルバス(株)市内運行区間の廃止に伴う代替手段検討について                                                                                            |
| 第6回 | 令和6年<br>12月13日（金） | ① ～～～<br>② ～～～                                                                                                             |

表 日高市地域公共交通協議会 交通戦略部会 開催経緯

|     | 開催日時              | 議事                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年<br>2月9日（金）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民アンケート調査結果報告</li> <li>② 市内地域公共交通等の実態</li> <li>③ 日高市の地域公共交通の課題と今後の施策事業の方向性について</li> <li>④ 高齢者等おでかけ支援事業の見直しについて</li> </ul> |
| 第2回 | 令和6年<br>5月21日（火）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① イーグルバス(株)「日高・飯能路線」の運行内容について</li> <li>② 新たなモビリティの導入に係る方向性について</li> </ul>                                                   |
| 第3回 | 令和6年<br>7月26日（金）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日高市地域公共交通計画について</li> <li>② 新たなモビリティ導入の素案について</li> <li>③ イーグルバス「日高・飯能路線」の運行について</li> </ul>                                 |
| 第4回 | 令和6年<br>11月11日（月） | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たなモビリティの導入について</li> <li>② 日高市地域公共交通計画について</li> </ul>                                                                     |

## 日高市地域公共交通協議会条例

令和 5 年 9 月 28 日 条例第 13 号

日高市地域公共交通協議会条例  
(設置)

**第 1 条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、日高市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の公共交通のあり方に関する事。
- (2) 計画の策定及び変更に関する事。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施及び評価に関する事。
- (4) 地域の実情に応じた公共交通の態様、運賃及び料金等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第 2 条第 1 号に規定する地域公共交通に関する事。

(組織)

**第 3 条** 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市を代表する者
- (2) 法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 6 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。)の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (5) 市内の区又は自治会を代表する者
- (6) 市民
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、前項第 6 号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第 5 条** 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第7条** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第8条** 協議会は、専門の事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|            |    |    |         |
|------------|----|----|---------|
| 自転車駐車対策協議会 | 会長 | 日額 | 8,500 円 |
|            | 委員 | 日額 | 8,000 円 |

」

を削り、

「

|               |    |    |         |
|---------------|----|----|---------|
| 消防賞じゅつ金等審査委員会 | 委員 | 日額 | 8,000 円 |
|---------------|----|----|---------|

|       |    |    |         |
|-------|----|----|---------|
| 環境審議会 | 会長 | 日額 | 8,500 円 |
|       | 委員 | 日額 | 8,000 円 |

」

を

「

|               |    |    |         |
|---------------|----|----|---------|
| 消防賞じゅつ金等審査委員会 | 委員 | 日額 | 8,000 円 |
| 地域公共交通協議会     | 会長 | 日額 | 8,500 円 |
|               | 委員 | 日額 | 8,000 円 |
| 自転車駐車対策協議会    | 会長 | 日額 | 8,500 円 |
|               | 委員 | 日額 | 8,000 円 |
| 環境審議会         | 会長 | 日額 | 8,500 円 |
|               | 委員 | 日額 | 8,000 円 |

」

に改める。

## 日高市地域公共交通協議会 委員名簿

任期:令和6年1月24日～令和8年1月24日

令和6年4月1日 現在

| 番号 | 委員氏名    | 委員(市条例による選出区分)                                | 選出先(機関)                           |
|----|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1  | 金子 昭    | 市を代表する者                                       | 日高市副市長                            |
| 2  | 鈴木 健史   | 関係する公共交通事業者等                                  | 国際興業(株)運輸事業部担当部長                  |
| 3  | 山岸 実    | 関係する公共交通事業者等                                  | イーグルバス(株)社長室長                     |
| 4  | 小谷野 五廣  | 関係する公共交通事業者等                                  | 日高ハイヤー(株)専務取締役                    |
| 5  | 山下 茂    | 関係する公共交通事業者等                                  | 高麗川交通(有)代表取締役社長                   |
| 6  | 高木 純子   | 関係行政機関の職員                                     | 国土交通省関東運輸局(埼玉運輸支局)<br>首席運輸企画専門官   |
| 7  | 村上 晶彦   | 関係行政機関の職員                                     | 埼玉県交通政策課 主幹                       |
| 8  | 原島 聡志   | 関係行政機関の職員                                     | 飯能県土整備事務所 道路環境部長                  |
| 9  | 杉本 淳    | 関係行政機関の職員                                     | 埼玉県警察飯能警察署交通課交通規制係長               |
| 10 | 嶋田 一幸   | 関係行政機関の職員                                     | 飯能市 市民生活部参事兼交通政策課長                |
| 11 | 武藤 勝    | 関係行政機関の職員                                     | 日高市都市整備部長                         |
| 12 | 関根 肇    | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者 | 埼玉県バス協会専務理事                       |
| 13 | 藤田 貢    | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者 | 埼玉県乗用自動車協会事務局長                    |
| 14 | 美濃浦 優孝  | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者 | 国際興業労働組合副中央執行委員長                  |
| 15 | 江頭 嘉則   | 市内の区又は自治会を代表する者                               | 高麗地区区長会                           |
| 16 | 守谷 幸彦   | 市内の区又は自治会を代表する者                               | 高麗川地区区長会                          |
| 17 | 長岡 清    | 市内の区又は自治会を代表する者                               | 高萩地区区長会                           |
| 18 | 田中 和香子  | 市民                                            | 公募委員                              |
| 19 | 松尾 知実   | 市民                                            | 公募委員                              |
| 20 | 久保田 尚   | 学識経験を有する者                                     | 埼玉大学大学院 名誉教授<br>理工学研究科環境科学・社会基盤部門 |
| 21 | 小嶋 文    | 学識経験を有する者                                     | 埼玉大学大学院 准教授<br>理工学研究科環境科学・社会基盤部門  |
| 22 | 後藤 智香子  | 学識経験を有する者                                     | 東京都市大学 准教授<br>環境学部環境創生学科          |
| 23 | 鹿山 朝香   | 市長が必要と認める者                                    | 社会福祉協議会                           |
| 24 | 松川 晃代   | 市長が必要と認める者                                    | 日高市商工会 理事                         |
| 25 | 坂巻 景子   | 市長が必要と認める者                                    | 市 PTA 連合会武蔵台小中学校 PTA 会長           |
| 26 | 古本 良子   | 市長が必要と認める者                                    | 特定非営利法人友結会 代表                     |
| 27 | 野々宮 加代子 | 市長が必要と認める者                                    | 学校法人明学園 理事長                       |
| 28 | 木村 恵里子  | 市長が必要と認める者                                    | 飯能地区医師会                           |